

へき地医療等修学資金被貸与者医師及び自治医科大学卒業医師の勤務対象医療機関の改正について

令和4年3月22日付けで書面開催した令和3年度第4回福島県地域医療対策協議会で協議したこのことについて、下記のとおり勤務対象医療機関を改正しましたのでご報告します。

記

○へき地医療等修学資金被貸与者医師

改正前	改正後
(1) 地域周産期母子医療センター（ただし、産科又は周産期医療（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）	(1) 地域周産期母子医療センター（ただし、産科又は周産期医療（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）
(2) 周産期医療協力施設（ただし、産科又は周産期医療を提供する小児科に限る。）	(2) 周産期医療協力施設（ただし、産科又は周産期医療を提供する小児科に限る。）
(3) 公立小野町地方総合病院	(3) 公立小野町地方総合病院
(4) 福島赤十字病院	(削除)
(5) 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
(6) 公立岩瀬病院	(5) 公立岩瀬病院
(7) 南相馬市立総合病院	(6) 南相馬市立総合病院
(8) 公立藤田総合病院	(7) 公立藤田総合病院
(9) 坂下厚生総合病院	(8) 坂下厚生総合病院
(10) いわき市医療センター	(9) いわき市医療センター
(11) 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	(10) 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院
	(11) 公立相馬総合病院

○自治医科大学卒業医師

改正前	改正後
・へき地医療拠点病院である県立病院 （県立宮下病院、県立南会津病院）	・へき地医療拠点病院である県立病院 （県立宮下病院、県立南会津病院）
・市町村立へき地診療所	・市町村立へき地診療所
・へき地医療拠点センター病院である公立大学法人 福島県立医科大学会津医療センター附属病院	・へき地医療拠点センター病院である公立大学法人 福島県立医科大学会津医療センター附属病院
・公立小野町地方総合病院	・公立小野町地方総合病院
・南相馬市立総合病院	・南相馬市立総合病院
・ 福島県総合療育センター	(削除)